

図版解説

富岡美術館蔵法華経絵（二幅）

関口正之

東京都大田区所在の富岡美術館に法華経絵として所蔵される二点の作品は、現在は掛幅に表装されているが、当初は宇佐神宮の神輿に用いられた障子絵であったと推測される作品である。宇佐神宮は菅田別尊（応神天皇）、比売神、大帯姫命（神功皇后）を祭神として、三神をそれぞれ祀る三つの社殿が建てられている。中世には放生会等の神事において各社殿から一基ずつ三基の神輿が渡御していた。神輿には、前方を除く三方に取りはずしのできる障子があり、片面に絵が描かれていた。このことは、宇佐神宮に現在、額装形式の障子が二面伝えられ、絵がある面の左右両端中ほどに一つずつ把手の跡と考えられる小さな穴が残ることからも推測できる。三基に三面ずつ、合計九面描かれた障子絵の全容は、当研究所に保存される九枚の小さな焼付写真によって明らかとなった⁽¹⁾。この写真は、当研究所美術部・情報資料部の前身である帝国美術院付属美術研究所が昭和八年六月二十九日に撮影したことが記されており、その当時の所蔵者は、宇佐神宮二面、染谷寛治氏二面、武藤山治氏五面であった。このうち、宇佐神宮の二面は現在も同宮に所蔵される二面で、染谷氏の二面は現在は細見家に所蔵される二面である。障子には法華経絵が描かれる。宇佐神宮と細見家に分蔵される上述の四面とは別に、細見家には、昭和八年撮影の九面と同じ図様の八面が、障子から画面のみを切離した形で所蔵されている⁽²⁾。この両者には表現に差があり、八面の方が古様であるので、八面一組の方は徳治二年（一三〇七）頃の作（徳治本）、障子形式のまま残る四面を応永年間（十五世紀）の作（応永本）と推定できた。昭和八年撮影の九面は、仮に応永本と名づけておいた十五世紀の作ということになるが、写真資料に武藤家所蔵と記された五面の所在は不明であつ

た。徳治本と名づけておいた細見家の八面は一組のうち一面が失なわれている。欠けた一面は昭和八年の写真資料に依れば三殿神輿の側面に用いられるものであつた。徳治本の三殿神輿障子絵は、中央と側面の片方が伝えられており、主題は法華経蔵王品における「二王子の神変」を表わすものである。ところが、「二王子の神変」の図様は徳治本と応永本とはお互いの図様を反転させた、所謂鏡像関係にあり、同一の図様ではない。この場面は、徳治本においては我々から見て左方の側面に画面の山々がつながるが、応永本では反対に右側に位置することになる。従つて、徳治本の失なわれた一面は、徳治本では三殿神輿の我々から見て右方の一面であり、応永本に当てはめると三殿神輿の我々から見て左方の一面に描かれた場面を欠いていることになる。本誌二八九号に宇佐神宮神輿障子絵に関する報告をした後に、昭和54年6月6日付で細見家所蔵の徳治本は重要文化財に指定された。翌年刊行された『解説版新指定重要文化財1』に徳治本が紹介され、その中で富岡美術館に所蔵される、重要美術品に認定されている作品に言及し、これが徳治本の中で欠けている三殿神輿の一面に相当するものであることを述べている⁽³⁾。その翌年昭和56年、富岡美術館に所蔵される重要美術品の法華経絵を含めて二幅の作品が宇佐神宮神輿障子絵と一具のものである可能性が大きいことを伺い調査させて頂いた。昭和58年には『富岡美術館蔵品抄』が刊行され、ここに解説する二点は「法華経絵I、II」として簡潔な解説を添えて全図が掲載されている⁽⁴⁾。

富岡美術館所蔵の法華経絵二幅は、いずれも徳治本・応永本の場合と同種の文様を織出した綾絹の上に彩色されており、高価な綾絹を画絹として用いている点では宇佐神宮神輿障子絵に適わしい作品といえる。ただ、二幅の表具が同一ではなく、一具のものとは考えられていなかったことが窺える。また、富岡美術館の所蔵となつた時期も不明である。画面の法量は、昭和56年に調査した際の計測値を記すと、二幅は

「法華経絵I」 縦六五・四cm、横七五・〇cm

「法華経絵II」 縦七八・二cm、横六八・一cm

となり、「法華経絵I」は約一〇cm横長で、「法華経絵II」は約一〇cm縦長である。

「法華経絵I」には画面中央に靈鷲山で説法する釈迦如来を中心に、釈尊を囲む二

菩薩と二比丘と二神将その他を描き、画面右下と下辺を使って法華経提婆品に説かれる阿私仙に給仕する王子を描き添えている(図版I、III)のに対し、「法華経絵II」は靈鷲山説法の釈迦と釈迦の前後左右に坐る六尊の菩薩のみを描く(図版II)もので、法華経のどれか一品の経意を絵画化したものとは言えない。この二幅を上述の写真資料と比較すると、「法華経絵I」は一殿神輿の一面に描かれた絵であり、「法華経絵II」は三殿神輿の中央に描かれたものであると知られる。この二幅と同じ図様は、細見家蔵の徳治本(重文)の中に一点ずつ認められる(挿図I a b)。また、現存する応永本の四面の絵とは異なるものである。従ってこの二幅は、応永本の中の二面か、或いは徳治本、応永本とも異なる別の一組の一部であるかのいずれかとなる。

「法華経絵I」(一殿神輿)は昭和二十三年四月二十七日に重要美術品に認定されており、添付されている認定書は本図を「綾本著色法華変相図(提婆品)一幅」と記し、宛名すなわち所蔵者は「鈴木栄之亮殿」とある。上述の写真資料九面(すなわち応永本)と詳細に比較すると、本図は応永本一殿神輿の一面そのものであると考えられる。宇佐神宮には応永本一殿神輿障子絵が二面所蔵されているが、本図はその失われた一面であることになる。従って、『解説版新指定重要文化財1』において重要美術品の富岡美術館本を徳治本の中で欠失している三殿神輿の左の一面であるとした⁶⁾比定は当たらないであろう。宇佐神宮本二面は、神輿に取付けられた当初の形態を伝えると考えられるが、画面の法量は縦六六・七〇八cm、横七五・三〇七六・〇cm

a 一殿神輿

b 三殿神輿

挿図1 宇佐神宮神輿障子絵(徳治本)細見家蔵

であり、⁽⁷⁾本図の法量と比較すると、本図は縦横とも1cmほど切詰められている。しかし、昭和八年の写真と比較しても、画面は殆んど縮められてはならず、少し横長であることも応永本一殿神輿の障子絵の特色が失なわれていないことを示すものであろう。昭和八年の写真には、本図の外側の、右上表具部分に「一ノ左」という墨書が見える。宇佐神宮蔵の二面には「一の向」、「一の右」とあるので本誌二八九号挿図10では墨書に従って三面を並べておいたが、同号で言及したようにこれら三面の図様を見ると靈鷲山の鷲の形をした山頂を正面からとらえて描いた本図を中央に置くと図様が自然である。恐らく本図が一殿神輿の正面奥に位置したものと考えて誤まりはないであろう。本図の保存状態は比較的良好で、徳治本の同じ一面が画面の損傷激しく、画面下半に描かれる提婆品説話が不明であるが、その部分を明らかにしてくれる。画面右下隅に阿私仙を描く。仙人は山中の窟(仮屋のように見える)で経巻を載せた机の前にして坐る。その上方の山中には薪を荷って下山する人物、画面左下隅近くには水辺で水を汲む人物を描く。阿私仙の背に大きな翼が描かれること、その上方の人物は柴状の薪を棒の前後に結びつけて肩に担いでいる姿であることは、本図によって判明する。これらの図様のうち、阿私仙に翼を描く例は、嚴島神社蔵紺紙金字法華経(国宝)の巻第五(承安元年、一一七一)提婆品の見返絵、京都・立本寺蔵紺紙金銀泥法華経宝塔曼荼羅(重文、鎌倉時代)第五幅の提婆品の部分に見出せる。平安・鎌倉時代の法華経絵においては阿私仙に翼を表わさない作例が多く、本図の図様が特異な祖本に拠ることをうかがわせる。薪を荷う姿も阿私仙の住いも類似の表現の例がある。本図の中心を占める釈迦如来と諸衆の部分も徳治本と同一であるが、諸尊の表情や着衣の細部は極く僅か省略が認められ、徳治本の面貌に漂よう品格が弱まり強さが露呈している。彩色も徳治本を忠実に模しているが、赤も緑も濃度を増している。

「法華経絵II」は靈鷲山の釈尊と菩薩六尊のみを描く。二殿神輿と三殿神輿の中央の障子絵はほとんど同じ図様で描かれるが、背後の二菩薩が正面を向くので三殿神輿の一面と知られる。昭和八年の写真と比較すると、三殿神輿中央の一面は、表現の細部が同じであるとともに画面の汚損の箇所も一致するので、本図も「法華経絵I」と同様に昭和八年に撮影されていた一組の一面であることが明らかとなる。

た。本図は徳治本を極めて忠実に写しているが、本図の方が諸尊の顔が僅かに面長であること、山中の花を僅かに密に描いていること、釈尊の前面にある台の布が二殿神輿中央の布に似た七宝つなぎ文により飾られていることなどが徳治本との違いである。釈尊と諸菩薩のみを描く靈鷲山説法は多くの法華経見返絵に見られる一般的な図様であるが、彩色された本式の画像は多くなく、本図は本尊画として制作されたものではないにしても貴重な作例である。七尊とも、肉身も着衣も金色とし、着衣は太めの切金文様によって全面が裝飾される。蓮華座はすべて鮮やかな緑の蓮弁とし、七尊とも長い両袖が蓮華座の上から外に垂れるという、鎌倉時代以降の仏画に例の多い表現を用いている。光背は各尊とも頭光を緑に、身光を紺に彩どり、諸尊の背景は湧き上がる白雲と、金泥で彩色したと考えられる大地である。靈鷲山上方の濃紺に表わされた虚空は少ししか描かれない。靈鷲山の鷲の目には金泥が施こされている。靈鷲山説法において本図のように明るい背景の中に表現した例は少なく、諸尊の表情は威厳ではなく可憐さを帯び、親しみを覚える尊像が並ぶ。鮮やかに輝く金色と緑色の中央に、台に敷かれた布の赤が、色数が少なくて単調になり兼ねない画面全体を一挙に救っている。作者は非宗教的絵画表現に習熟した画家であることがうかがえる。

以上紹介したように富岡美術館蔵の法華経絵二幅は、昭和八年に撮影した一組九面の中の二面そのものであった。従ってこの二幅は本誌二八九号で推測したように、大内盛見による応永年間の宇佐神宮復興事業の中で制作されたもので、「法華経絵I」が用いられた一殿神輿は応永二十七年（一四二〇）、同「II」が用いられた三殿神輿は翌二十八年（一四二二）に京都から宇佐宮に到着した。絵師は「絵所加賀守」と伝える。綾絹を画絹としたことなどは神社の神宝類制作の一環として本図が描かれたことを伝えるものと言えよう。

注

- (1) 拙稿「宇佐神宮の神輿障子絵について」（美術研究289、昭和49年2月）挿図10、12。写真原板はキャビネ判ガラス乾板で九枚。そのうち三枚は現在欠失している。
- (2) 拙稿を発表したときは無表装のもの六枚と縦長の二曲屏風にある二面であった。

現在は四曲屏風一双に改装されている。

- (3) 「解説版新指定重要文化財1」（毎日新聞社、昭和55年11月）230—231頁。
- (4) 富岡美術館編「富岡美術館蔵品抄」（昭和58年9月）。法華経絵I（重美）は原色図版、法華経絵IIは単色図版。
- (5) 本誌の計測値が「富岡美術館蔵品抄」所載の法量より1mm少ないことは、1mmを越えた部分を切捨てたことによる。
- (6) 前掲書（注3）。
- (7) 美術研究289（拙稿）17頁表1。

訂正

美術研究第三三七号の図版IXとXと写真が入れかわっておりましてので、訂正しお詫びいたします。